

第 1 1 回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

宮城県協議会

日 時：平成 3 1 年 3 月 5 日（火曜日）

1 3 : 3 0 ~

場 所：宮城県トラック協会 3 階会議室

◎開 会

【宮城運輸支局 田口】

定刻となりましたので、ただいまから第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮城県協議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださいます、まことにありがとうございます。

私は、事務局を担当いたします宮城運輸支局輸送・監査部門の田口と申します。本日の司会進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、本協議会委員の方々のご紹介でございます。

皆様のお手元に、委員名簿・出席者名簿、配席図をお配りしております。ご紹介につきましては、今回より変更となりました委員の方及び代理出席の方のご紹介とさせていただきます。

初めに、新たに委員へご就任いただきましたアイリスオーヤマ株式会社角田工場長、矢澤裕幸様でございます。（「今年の1月より前任の阿部にかわりまして、今回私がアイリスオーヤマ角田工場の工場長となりました。今回、このトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会ということで初めての参加となります。しっかりこの場で協議を重ねて、荷主としてもこういった環境改善のところがしっかりとやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）

ありがとうございました。

次に、委員の方が業務の都合により、委員の代理でご出席されている方のご紹介です。

全国農業協同組合連合会宮城県本部、都築委員の代理で佐藤様にご出席いただいております。

（「佐藤と申します。よろしくお願いいたします」の声あり）

日本製紙株式会社石巻工場、上野委員の代理で安藤様にご出席いただいております。（「安藤でございます。代理出席3回目になります。よろしくお願いいたします」の声あり）

東北経済産業局、佐久間委員の代理で佐々木様にご出席いただいております。（「佐々木でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

宮城労働局、代田委員の代理で竹本様にご出席いただいております。（「竹本です。どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）

なお、仙台商工会議所、丹野委員、一般社団法人宮城県経営者協会、佐々木委員、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合、石垣委員、株式会社庄子運送、庄子委員におかれ

ましては、業務の都合により欠席とのご報告をいただいております。

また、東北経済連合会、菅原委員におかれましては、先ほど電話連絡がありまして、20分ほど遅れて到着ということになっておりますので、ご了承願います。

なお、本日は荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明のため、株式会社野村総合研究所と七十七リサーチ&コンサルティング株式会社の皆様にもご出席いただいております。（「よろしく願いいたします」の声あり）

以上、出席者のご紹介とさせていただきます。

◎挨拶

【宮城運輸支局 田口】

それでは、宮城県協議会の開催に当たりまして、吉田運輸局長よりご挨拶申し上げます。

【東北運輸局 吉田局長】

皆様、こんにちは。運輸局の吉田でございます。

第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮城県協議会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、最近のトラック業界を取り巻く環境でございますけれども、ドライバーの有効求人倍率が3倍に達するなど、ドライバー不足がますます深刻となってきております。今後さらに少子高齢化が進むことを踏まえ、将来の担い手の確保が急務となっております。

このような中で、我が国の産業活動や国民生活に必要な貨物輸送を安定的、継続的に確保していくためには、非効率な荷待ち時間の短縮、あるいはパレット輸送等による荷役の削減、宅配便の再配達削減など、労働生産性の向上が必要不可欠となっております。

昨年6月には働き方改革関連法が成立したところでございますけれども、自動車運送業につきまして政府一丸となって働き方改革に取り組むため、昨年の5月になりますが、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とする自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画が取りまとめられたところでありまして、現在、各関係省庁とも連携しながら、これらの施策の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

さらに、ドライバー不足によって重要な社会インフラであるトラック輸送が滞ってしまうこ

とのないよう、昨年の12月にはトラックドライバーの労働条件改善等を目的として、議員立法によりまして貨物自動車運送事業法が改正されたところでございます。荷主への働きかけの深度化や標準的な運賃の設定、規制の適正化といった改正の内容の趣旨に沿って、今後しっかりと運用を行っていきたいと考えております。

また、後ほど事務局から説明いたしますけれども、働き方改革関連法案の成立を受けて、トラックドライバーにも時間外労働の規制化、2024年から適用されることとなります。この状況を踏まえまして、この協議会も5年間さらに取り組みを継続していくということになりました。この規制が猶予されている期間内に長時間労働を是正する環境を整備するために、「ホワイト物流」推進運動、あるいはアドバンス事業等、新たな施策に今後も取り組むことといたしておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本日は、昨年11月にパイロット事業、これまでのパイロット事業により得られたノウハウをまとめたガイドラインの説明をさせていただきますけれども、実は先月の27日に仙台におきまして、荷主企業、運送事業者など関係者の方々120名にご参加いただき、このガイドラインの説明会を実施したところであります。当日は地元テレビ局の取材もございまして、同日夕方のニュースでトラックドライバーの長時間労働の実態、改善策など、説明会の内容が放送されたところでありまして、社会の関心も高まっているものと思います。

このガイドラインには、荷主とトラック運送事業者の協力によって、取引環境や長時間労働の改善を図るためのさまざまな取り組み事例が盛り込まれております。引き続き多くの荷主の方々、そしてトラック運送事業者に事例を紹介して、ご理解をいただきながら、横展開を図ってまいります。

本日は、委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【宮城運輸支局 田口】

ありがとうございました。

それでは、資料の確認に移らせていただきます。

議事次第の下のほうに「配付資料」という欄がございます。こちらは机上にセットされておりますが、読み上げさせていただきます。議事次第、委員名簿・出席者名簿、配席図。続いて資料1、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン。資料2、トラック輸送における取引環境・長時間労働の改善に向けたロードマップ。資料3ー

1、「ホワイト物流」推進運動の進め方について。資料3-2、「ホワイト物流」推進運動～持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言～。資料3-3、平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会について。資料3-4、荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進。資料4、時間外労働の上限規制。資料5、年5日の年次有給休暇の確実な取得。資料6、トラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック。資料7、荷主のための物流改善パンフレット。資料8、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要。それとリーフレット1枚というふうにセットしておりましたが、皆様には資料等の過不足等はございませんか。

それでは、引き続き協議会の議事に入らせていただきますが、本協議会の議事進行につきましては、規約第3条によりまして進行を徳永座長にお願いさせていただきたいと思っております。先生、よろしくお願いいたします。

◎議 題

(1) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

【徳永座長】

それでは、暫時司会進行を務めさせていただきます。

本日、資料の説明が長くなるかもしれませんがスムーズな議事進行に御協力いただければと思います。

それでは、まず最初に、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについてということで、資料の説明をよろしくお願いいたします。

〔野村総合研究所早川氏 資料1に基づき説明〕

【徳永座長】

それでは、ご質問ありますでしょうか。

【佐々木委員】

ご説明ありがとうございました。運輸労連の佐々木と申します。

先ほど吉田局長から、周知のためのセミナーが2月27日に開催されたと。荷主さんの方々も参加されたとお聞かせいただきましたけれども、ぜひ引き続き幅広く働きかけていただきたい

なということが一つでございます。

それから、ガイドラインの関係について今ご説明をいただきましたけれども、関係者の努力によって素晴らしい内容でまとまっているのかなと思っております。説明でも触れておりましたけれども、問題は5ページにあるようなステップ1の、特に中小企業の事業者の皆さんが荷主との交渉の場や定期的な意見交換のテーブルにつけるかということが非常に悩ましい問題ではないのかなと思っています。ぜひその辺を、行政などの支援策がこれから行われることが重要だろうと思っていますので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

それとまた、大きな課題として、長時間労働の是正というところがあるんだろうと思えますけれども、これも荷主さんの理解がなければ、荷主さんの理解が絶対要件でありまして、荷主と一体となって取り組みが進まなければ、前にも言いましたけれども、このままでは物流がとまってしまうということが現実味を帯びているということでもありますから、ぜひ荷主の皆さんにおかれましては、運送事業者をぜひビジネスパートナーと位置づけていただいて、これからつき合っただけのようにお願いとご協力をお願いしておきたいと思えます。以上です。

【徳永座長】

今のは事務局から何か。何かコメントをお願いします。

【宮城運輸支局 田口】

いただいた意見は本局に報告させていただいて、引き続き取り組めるように努力していきます。

【徳永座長】

では千葉委員。

【千葉委員】

今日は庄子委員が休みなもので、私しか発言できませんけれども、業界として。一番はやっぱり特定日にまず荷物が集中するということなんですね。通称期がわりといいまして、月の半ばの15日前後、あとは月末、1日。そのために手待ち時間が非常に長くなるんです。特定日に合わせた倉庫とか冷蔵庫とか、それなりの人員確保がもうできない状態なんですね、今。だから、どんどんどんどん待機時間が長くなると思っています。だから、締め日とか、そういうの

をやっぱり私は行政指導というか、ある程度協力を求めて、例えば西日本、東日本で日にちを
ずらすとか、そのようにして平準化をしていただくことが、一番効果が早く出る方法ではない
かなと思います。

あと、それから労働時間といいますけれども、我々業界は4時間未満だとやっぱり労働時間
にカウントされてしまうわけですね。だから本当は4時間以上休みなさいといっても、わざと
3時間55分で走るドライバーもいるわけなんですよ。そういうのを防ぐためにも、もう少しこ
の辺弾力運用しないと、我々業界にとってはかなり厳しい問題が起きるんです。以上でござい
ます。

【宮城運輸支局 田口】

すぐ回答できるものでもないのですが、ご意見は上局のほうにもお伝えした
いと思いますので、よろしく願いいたします。

【徳永座長】

そのほかいかがでしょうか。

【徳永座長】

私からなんですが、14、15ページで、これは非常によく分析されているなど意味があるなど
思っで見させてもらっていたのですが、ここで若干の矢印が本当にここなんだろうかと。あと
改善に向けた対応がこのタイトルだけでは何か中身がちょっとうまく反映していないかなとい
うのがちょっと気になる場所があります。

例えば「混雑時を避けた配送」といっているんですが、この混雑時というのは道路の混雑な
のか、荷さばきする場所の混雑なのか、両方言っているようなんですが、でも何となくそれが
この見出しだけだとちょっと不十分なのかなという気がします。

あるいは、「出荷に合わせた生産・荷造り等」というのに対して、これが「荷役に時間がか
かる」というところから矢印があるんですが、中身を読むと、まあそうかなというのがあるん
ですけれども、タイトルだけ見ると何か、何でこれという感じになってしまっているの、い
ずれまた改善していくことがあるということであれば、その辺も考慮していただきたいと思
います。

それから、もう一つ気になるのは、一番最後の「コストを下げると、一般道路を走行せざ

るを得ない」という表現ですけれども、ここは労働時間がコストでないということを書いてしまっているような感じがしてすごく気になるんです。高速道路で料金は払うけれども、それ以上に労働時間が短縮できるのであれば、そっちのほうがコストダウンになるわけなんです。だから、それをとにかく高速道路を使えばコストが上がるんだということだけで捉えてしまっているのかというところが気になったんですね。ちょっとまだ他にもいくつかあるんですが。

どちらかという、運送事業者側の立場で書かれているような感じがして、荷主さんが見たときに、何かこれでピンと来るかなというところがちょっと気になるかなと、そんな感想です。

これで修正するとかということもできないので、とりあえず次回の際にはご参考いただければという意見です。

【野村総合研究所 早坂】

ありがとうございました。本日先生からご意見をいただいたことにつきまして、事務局のほうで後ほどまた議論して、次回の改訂版に反映していくようにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【徳永座長】

そのほかいかがでしょうか。特に荷主の皆様からの率直な感想などはありますでしょうか。よろしいですか。

(2) 中央協議会で報告のあった今後の取り組みについて

【徳永座長】

そうしましたら、またこの後の議題含めて、またご意見等を頂戴できればと思いますので、それでは次に進めさせていただきます。中央協議会で報告のあった今後の取り組みについて、ご説明をお願いします。

[宮城運輸支局 資料2、3-1、3-2、3-3、3-4に基づき説明]

【徳永座長】

それでは、今のことにつきまして御質問と御意見ををお願いします。

【徳永座長】

中央でやっているのだからこれなのかなという感じもするんですが、ホワイト物流推進という言葉ってどうなんですかね。ブラックとは言わなくても、もちろん現状グレーなんですけれども、そういうことですから。だからホワイト物流遵守とか、そういうことであればまたよいのですが、推進ということは明らかに今ホワイトじゃないということなので、そこが気になったんですけれども。現状の部分、そういうところだという認識からスタートするというのでいいのかもしれないけれども。

【徳永座長】

どうぞ。

【石井委員】

交通労連という組合の石井と申します。今の説明の中で、加工食品とか紙・パルプなどの業種さんとかが待ち時間が多いんですという話があって、なおかつ輸送品目別懇談会をやっているということなんですけれども、大変いいことだと思います。ついては、宮城県の中でも荷待ち時間の多い荷主さんを対象として、そういう懇談会をやるということでよろしくお願いします。

【宮城運輸支局 田口】

先ほどのお話でもしておりましたが、今後の取り組みについてはまだ上局のほうから何も指示が来ていない状態で、どのように宮城県で行うか、例えばオールなのか、ちょっとまだ情報がないものですから、今後取り組みが具体化されましたら、それにあわせてまたこの協議会でその辺をお話しさせていただきたいと考えております。現状では、すみません、ちょっとこれ以上の情報はございませんので申し訳ございません。

【徳永座長】

あとはいかがでしょうか。いいでしょうか。

それでは、今回は中央協議会の報告ということですが、今ありましたように今後こちらの進展についてはまた中央での状況を見ながら検討するということになるかと思いますが、よろしくお願いします。

(3) 働き方改革に関連する法整備等について

【徳永座長】

それでは、(3) 働き方改革に関連する法整備等について、よろしくお願いします。

〔宮城労働局 資料4、5、6、7に基づき説明〕

【徳永座長】

何かご質問等ございませんか。

【佐々木委員】

質問というよりは悩みの気がしますが、今あった上限規制の関係の、これはいわゆる年限猶予というんですけれども、4月から中小を除けば事務員や構内作業の人たちが一般則の適用というようなことになるので、時間がない中で大変苦慮している事業者がいっぱいあるということだろうと思っております。法律なので守らなければならないとは思いますが、これは上限規制はまさしく企業努力だけでは立ち行かない問題ではないかなと思っております。ドライバーの労働時間を削減した結果、賃金が減ってしまったとかというようなことになれば、ますます人手不足に拍車がかかるというようなことも考えられますので、賃金が下がらない賃金体系というようなことも模索というか、していかなければならない課題だろうと思っておりますし、ぜひその辺は荷主の理解なども必要なかなと思っております。

それから、年休5日消化の関係も、これまでほとんど取得してこなかったような業界でありまして、働く側とすれば喜ばしい部分もあるんですけれども、事業者にとっては大変な課題だろうと思っております。仮に200名の事業者だとすると、年間1,000日ということで、毎日3名ずつ年休を取るような計算になるのかなと思っておりますけれども、通常でもぎりぎりのドライバーでやっているところが数多くあると思う中で、この課題も、通常どおり運んでほしいというような要請があると、これは非常に厳しい、悩ましい課題だろうと思っておりますので、これも荷主さんや元請の理解がないと、特に中小企業などは残念ながら成り立たないような重い課題ではないのかなと思っておりますので、あえて発言をさせていただきたいと思っております。

【千葉委員】

今、佐々木委員さんがおっしゃいましたように、我々業界は本当にぎりぎりの人員でやって

いるわけなんです。だから今、今度の5月の連休、10連休なんて言っていますけれども、本当に我々はそれをできるのかなということなんです。まして食料品とか扱っている業種の人たちであれば、絶対無理なんです、これは。もう少し我々の業界も考えた、本当は政策というところであれですけれども、やってほしいなと思うんです。できる人はいいかもわかりませんが、10日も物流がストップしたら、コンビニでも何でも物がなくなってしまう。震災のときの災害を思い出していただければわかると思いますけれども、このあたりをよろしく考えた行政を私はやってほしいなと思います。

【宮城労働局 増川】

貴重なご意見、ありがとうございます。もちろん本日出たご意見、議題3だけに限らずでございますが、こちらは当然持ち帰って、切実なる状況等々も含めて報告させていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

【徳永座長】

先ほどのホワイト物流もそうなんです、ある意味、これまでサービス残業というのでもないんでしょうけれども、サービス残業、サービス料金的なことで対応してきて、それが長年の風習になっている中で、そこから直していかないと、たぶん厳しいのかなと思うのですが。先ほど来、コストという議論があるんですが、最大のポイントは、これだけ労働集約型の産業でありながら、原価計算が走行キロ当たりという原価計算の考え方ということであること。やはり労働時間に応じた料金設定というものが業界としてももう少し浸透していかないと変わっていかないのかな。また、かけ声だけでは解決しないということなのかなというふうに個人的に感じました。

【徳永座長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) その他

【徳永座長】

それでは、議事4のその他でございますが事務局よりお願いいたします。

〔宮城運輸支局 標準運送約款改正に伴う実態調査について報告、
資料8、パンフレットに基づき説明〕

〔宮城県トラック協会 報告〕

【徳永座長】

何かご質問等はあるでしょうか。よろしいですか。

私は、まだ確定していないことがいっぱいあると思うんですが、先ほど来、次回、次回というふうな説明が多い気がするところです。一応一区切りはついたということなんですけれども、また検討されるということも含めて次回以降、皆様方にも御協力いただきながら検討していくことになろうかと思えます。そのあたり、来年度に関してはまだ何か決まっていたりするのでしょうか。

【宮城運輸支局 田口】

開催の時期でしょうか。ちょっとまだ、すみません、未定でございます。

【徳永座長】

ということですが、新年度になったらまた改めて連絡があろうかと思いますが、その節はよろしく御協力をお願いできればと思います。

あとなければ、よろしいでしょうか。

では、以上で議事を終了ということで、司会を事務局にお返しします。

◎閉 会

【宮城運輸支局 田口】

徳永座長、大変ありがとうございました。

次回の協議会、本来であればいつ頃と申し上げるものでございますが、ちょっと言えない状況でございますが、わかり次第、早めにご連絡を委員の皆様にはしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、竹本宮城労働局労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【宮城労働局 竹本部長】

竹本です。今日は協議会に参加させていただきまして、貴重なご意見を賜ることができて感謝申し上げます。ありがとうございます。

ちょっと実務的な話をしていますか。今、私どもの職員から働き方改革関連法案の説明資料をご提示させていただきましたが、ご意見の中で、なかなか現場の状況が法律を守るのに支障が出る可能性があるというご意見を賜りました。回答になるかどうかわかりませんが、今まで労働基準監督署というところ、私たちの下部組織の監督官が監督するんですけれども、いろいろところでやはり労基はうるさいというふうに言われることがあります、やっぱり。労基と言われると、揶揄されていると。我々は監督署とか、そういったほうの名前で呼んでいただきたくて、全国的にそうなんですけれども、本年度というか、去年から各監督署に相談支援班とかというのをつくって、いわゆる普通の監督で法違反を指摘するというのを主眼とする業務以外に、本当に個別に相談に真摯に応じましょうというようなことで全国的に展開しております。なかなかまだ知名度というか周知度がないんですが、ぜひ嫌がらないで監督署を使ってください。そういった趣旨で担当の者が説明させていただきましたので、監督署を使っただけだと思っておりますし、使いにくいというか、やっぱり公務員は嫌だという方については、委託事業なんですけれども、全国にこれも働き方改革推進支援センターというのを設けまして、そこが宮城県だと今、社労士会さんがお受けしているんですけれども、来年違うところになるかもしれませんが、そういうところも使っていただきながら改善を図っていただくと。

あと助成金がたくさんあります。今日もご紹介があったと思いますけれども、我々だけでなく各省庁さんにたくさん助成金があって、民間の調べでは約3,000ぐらいあると言われていんです、助成金って。なかなか使いにくいということも聞きますけれども、いい助成金も中にはありますので、助成金を研究されて使っていただいたほうがやっぱり働き方改革というか労働時間の改善のためには非常に役に立つのではないかと。余りにもありすぎて手をつけにくいとかいうのもあるんですけれども、やはり各省庁さんでいろいろやっていて、そこでまた、例えば経済産業局さんだとよろず支援拠点さんがあって、そこにはICTの専門の相談員さんがいらっしやって、私どもの支援センターの人よりいいのかなとちょっと思っていたりするんです、実態として。ですから、皆さんの状況に応じていろんな行政機関の支援策を使っただけだと思っております。

最後にちょっと一言というんですか、法案の中には、実は労働安全衛生法も変わります、4月1日から。年休と同じように、業種とか規模とかに関係なく適用する事項が実は労働時間の状況の把握という条文が入りまして、今までの労働時間は賃金をちゃんと払うための関すると

いうことで労働基準法に重きを置いていたんですが、働き方改革の今の時代になりますと、健康管理のために労働時間をちゃんと把握してくださいというのが労働安全衛生法に根拠を置くようになりました。これは管理監督者、だから裁量労働制の方、全部入ります。去年話題になった高プロの方も健康管理時間の把握ということで別途入りますし、全ての働く方の労働時間を健康管理のために把握するというので、だから月80時間を超えたら本人の申し出があれば医師の面接指導とかを受けるようにというような規定にもなっておりますので、そういった趣旨というか、改善事項もぜひ取り入れていただければと思っております。

あと、その他、労災保険に入っている方がほとんどなんですけれども、その中で健康診断をちゃんとやっていただいていると思います。なかなか忙しくて受けられない方もいらっしゃいますが、宮城県自体も職員の、県さんですね、健康管理に力を入れておられまして、アプリとかで15分歩こう運動とかやっておられるのが宮城県さんですね。労働局、監督署のほうも、これは衛生法に関係する制度があるんですが、一次健康診断の結果、血中とか血中脂質とか血圧とか肥満ですね、BMIとか、異常があると、精密検査を受けられるという制度があるんです。二次健康診断等給付。この労働時間の改善の目的というのはやっぱり過労死の撲滅だというふうに認識しておりますので、そういった労災保険の、これは無料になりますので、大体3万円以上の検査費用が労災保険の予防給付として仕組みとしてあるんですが、宮城県は1万2,000ぐらい、その4項目、出たのが4項目が異常の方がいるように推定されているんですが、大体1,000人ぐらいしか受けていないんです。これについても今、昨年から周知を図って、やっと今1,600ぐらい来たところですね。まだまだ受けていない方がたくさんいらっしゃいますので、全ての会社、事業所の方にも二次健康診断等給付、一次健康診断の結果異常があればそれをして予防につなげていただくということも、ちょっと今日の協議とは視点が違いますが、ご理解いただいて、健康管理を進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうも今日はありがとうございました。

【宮城運輸支局 田口】

ありがとうございました。

本日は、皆様お忙しい中、長時間にわたりまして会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。また、本日いただきました貴重なご意見につきましては、本局等へ報告をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。